中村税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

本年(2019年)10月から、消費税軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係します。

以下の対応はお済みですか?

- 取り扱う商品の適用税率の確認(軽減税率8%か、標準税率10%か)
- 複数税率に区分した経理の準備
- レジやシステムの導入・改修等に係る補助金の申請手続き
- 複数税率に対応したレジやシステムの導入・入替

「準備はこれから」という方は、説明会に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

| 開 催 日 | 開催時間 | 開 催 場 所 |
|-------------------|-------------------|----------------------------------|
| 平成 31 年5月 28 日(火) | 10:30~11:30 (60分) | 中村税務署 2階会議室 (四万十市中村新町 4 丁目 4 番地) |
| | 13:30~14:30 (60分) | |
| 平成 31 年6月 25 日(火) | 10:30~11:30 (60分) | |
| | 13:30~14:30 (60分) | |
| 平成 31 年7月 30 日(火) | 10:30~11:30 (60分) | |
| | 13:30~14:30 (60分) | |
| 平成31年8月28日(水) | 10:30~11:30 (60分) | |
| | 13:30~14:30 (60分) | |
| 平成 31 年9月 25 日(水) | 10:30~11:30 (60分) | |
| | 13:30~14:30 (60分) | |

[・]説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

お問い合わせ先

〒787-0022 四万十市中村新町4丁目4番地

中村税務署 法人課税部門

電話 0880-35-3425